

# 山梨県公報

第二百三十二号

令和三年

十月二十五日

月曜日

## 目次

### 告示

- 山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置……………五四五
- 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示……………五四五
- 道路の供用開始……………五四五
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出……………五四六

## 告示

### 山梨県告示第二百七十九号

山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)第二条第三項の規定により、附属機関を設置することとしたので、同条第四項により、次のとおり告示する。

令和三年十月二十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

附属機関	担任意務	委員の定数	委員の要件	委員の任期	所管課
山梨県地方 税制等検討 会	本県にふさわしい 税制の構築を図る ための課税自主権 の活用等に係る審 議に関する事務	九人以内	一 学識経 験のある 者 二 税理士 三 経済団 体の役員	令和三年十 月二十五日 から令和四 年三月三十 日まで	総務部 税務課

### 山梨県告示第二百八十号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年十月二十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等(平成十七年山梨県告示第二百一十一号の二)の一部を次のように改正する。本則の表に次のように加える。

三十三 山梨県職員(観光 推進監)(一般任期付職 員) 選考採用試験	第一次選考に係る 総合ランク(第一 次選考の不合格者 に係るものに限る 。並びに第二次 選考に係る総合得 点及び順位	第一次選考の不合 格者については、 第一次選考の結果 の通知の日から一 か月間。第二次選 考の受験者につい ては、第二次選考 の結果の通知の日 から一か月間。	山梨県観光文 化部観光文化 政策課
--	--	---	-------------------------

### 附則

この告示は、公布の日から施行する。

### 山梨県告示第二百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和三年十一月十五日まで一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十五日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の 種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
-----------	-----	----	--------------	-------------

県道	柳平塩山線	山梨市牧丘町杣口字東上一七〇 四番五地先から 山梨市牧丘町杣口字東上一六七 一番一地先まで	二二三・四	令和三年十 月二十五日
----	-------	--	-------	----------------

# 公 告

● 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出  
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、次  
 のとおり都留市井倉第二土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。  
 令和三年十月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

氏 名	住 所
佐藤 顯彦	都留市井倉四百六十一番地
矢野 秀	都留市井倉二千一番地
矢野 文昭	都留市井倉三百七十九番地
秋山 忠士	都留市井倉四百十番地
秋山 昇	都留市井倉四百六十番地
小俣 光秀	都留市古川渡五百八番地
近藤 明忠	都留市古川渡八百三十九番地一
平井 仁	都留市古川渡五百二十五番地二
平井 博人	都留市井倉三百七十三番地二

矢野 幹夫	都留市井倉四百三十七番地
矢野 信一郎	都留市井倉四百二十一番地
矢野 勝	都留市井倉四百三番地
藤本 明久	都留市古川渡八百四十九番地